

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）

目次

本則

- | | |
|---|---|
| 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令
(平成四年大蔵省令第六十八号) | 1 |
| 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第七十六号) | 3 |
| 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(平成十五年内閣府令第十三号) | 5 |
| 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号) | 6 |

附則

。証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改 正 案	現 行
（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条 第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五	（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条 第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五

十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（同法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八、第百五十六条の八十及び第百八十七条の規定

口ゝ水（略）

二（略）

十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条（同法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八及び第百八十七条の規定

口ゝ水（略）

二（略）

改 正 案	現 行
（連携金融商品債務引受業務となる行為） 第三十八条 法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 法第百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務は第三者に負担させる行為 二 法第百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為 三 法第百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為 四 前三号に掲げるもののほか、法第百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る債権債務の清算のため、清算参加者と清算参加者の相手方との間で生じた当該対象取引に係る清	（連携金融商品債務引受業務となる行為） 第三十八条 法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務は第三者に負担させる行為 二 対象取引に係る清算参加者の債務及び当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為 三 対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為 四 前三号に掲げるもののほか、対象取引に係る債権債務の清算のため、清算参加者と清算参加者の相手方との間で生じた対象取引に係る清算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る

算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改 正 案	現 行
別表（第一条関係） 一～六十五（略） 六十六 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第 号）	別表（第一条関係） 一～六十五（略） （新設）

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改 正 案	現 行
（金融商品取引所の定款等の変更の認可申請） 第一百条 法第四百九条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 変更の内容及び理由を記載した書面 二 定款を変更する場合にあつては、その決議を行った総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 三 次に掲げる場合にあつては、法第二百二条の三十二の受託自主規制法人の同意又は法第二百五条の十一の自主規制委員会の同意があることを証する書面 イ 第三十五条第一項各号又は第五十条第一項各号に掲げるものの変更をしようとするとき。 ロ 第三十五条第二項各号又は第五十条第二項各号のいずれかに該当するとき。 2 金融庁長官は、法第四百九条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	（定款変更等の認可申請） 第一百条 法第四百九条第一項の規定により定款、業務規程、受託契約準則その他の規則の変更について認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 変更の理由を記載した書面 二 定款を変更する場合にあつては、その決議を行った総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 三 次に掲げる場合にあつては、法第二百二条の三十二の受託自主規制法人の同意又は法第二百五条の十一の自主規制委員会の同意があることを証する書面 イ 第三十五条第一項各号に掲げるもの又は第五十条第一項各号に定めるものの変更又は廃止をしようとするとき。 ロ 第三十五条第二項各号又は第五十条第二項各号のいずれかに該当するとき。 2 金融庁長官は、前項の規定による定款、業務規程、受託契約準則その他の規則の作成、変更又は廃止の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請に係る変更が法第八十二条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであること。 二 信認金に充てることができる有価証券の種類及び充当価格に係る定款の変更の場合には、当該有価証券が信認金として充当するに足りる安全性及び流通性を有していること。 (削る)	三 金融商品取引所において認可の申請に係る定款、業務規程又は受託契約準則の変更について必要な手続を経ていること。	(金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出) 第百十一条 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第一項第二号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 一 変更年月日 二 変更の理由 三 所在の場所を変更した事務所又は本店、支店その他の営業所の名称
一 当該申請に係る作成、変更又は廃止が委託者の保護及び取引の円滑化に資するものであること。 二 信認金に充てることができる有価証券の種類及び充当価格に係る定款の変更の場合には、当該有価証券が信認金として充当するに足りる安全性及び流通性を有していること。 三 取引の対象となる金融商品等又は金融商品等の銘柄の追加に係る業務規程、受託契約準則その他の規則の作成、変更又は廃止の場合には、当該金融商品等の取引を公正かつ円滑に行うことができるものであること。 四 金融商品取引所において認可の申請に係る定款、業務規程、受託契約準則その他の規則の作成、変更又は廃止について必要な手続を経ていること。	(役員等に係る変更届出) 第百十一条 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した書類を金融庁長官に提出しなければならない。 2 次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出しようとする金融商品取引所は、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住	

四 変更後の所在の場所

2 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 新たに会員等となつた者があつた場合 当該会員等の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所の所在の場所又は住所を記載した書類

3 法第四百九条第二項の規定により規則（定款、業務規程、受託契約準則及び法第五百六条の十九第一項の承認を受けて行つ金融商品債務引受業に係る業務方法書を除く。以下この項において同じ。）の作成、変更又は廃止について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 新たに会員等となつた者があつた場合 当該会員等の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書類

一 規則を作成した場合 当該規則及び作成の理由を記載した書類 二 規則を変更した場合 当該規則の変更の内容及び理由を記載した書類	三 規則を廃止した場合 当該規則の廃止の理由を記載した書類	4 法第百四十九条第二項の規定により法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて行う業務の全部の廃止について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、当該廃止の理由を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	(委託契約等の変更の届出)	第百十一条の二 法第百五十三条の三の規定により法第八十五条の二第一項第三号に掲げる事項又は受託自主規制法人との間の委託契約の内容の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、当該変更の内容及び理由を記載した書類並びに第八条第二項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)	(自主規制法人の定款等の変更の認可申請)	第百十一条の三 法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第一項の規定により定款又は業務規程の変更について認可を受けようとする自主規制法人は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
--	--------------------------------------	--	----------------------	---	-----------------------------	---

(新設)

(新設)

一 変更の内容及び理由を記載した書面 二 定款を変更する場合にあつては、その決議を行った総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	2 金融庁長官は、法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一 当該申請に係る変更が法第百二条の十六第一項第一号に掲げる基準に適合することであること。 二 自主規制法人において認可の申請に係る定款又は業務規程の変更について必要な手続を経ていること。	(自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出) 第百十一条の四 法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により法第百二条の十五第一項第二号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 一 変更年月日 二 変更の理由 三 所在の場所を変更した事務所の名称 四 変更後の所在の場所	2 法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により法第百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更につい
--	--	--	--

(新設)

て届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類
二 新たに会員となつた者があつた場合 当該会員の商号又は名称を記載した書類	3 法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により規則（定款及び業務規程を除く。以下この項において同じ。）の作成、変更又は廃止について届出をしようとする自主規制法人は、その旨を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
一 規則を作成した場合 当該規則及び作成の理由を記載した書類 二 規則を変更した場合 当該規則の変更の内容及び理由を記載した書類	三 規則を廃止した場合 当該規則の廃止の理由を記載した書類
（標準処理期間）	（標準処理期間）

第二百一十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、<u>第八十七条の三第一項ただし書若しくは第四項、第一百一条の十七第一項、第二百一十四、第二百五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）</u>、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百三十四条第一項第五号、第三百三十五条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十九条第一項（法第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第五百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 2 (略)	第二百一十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、<u>第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百一条の十七第一項、第二百一十四、第二百五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十四第四項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第二百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）</u>、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第二百三十四条第一項第五号、第三百三十五条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十九条第一項又は第五百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。 2 (略)
--	--

改 正 案					現 行																												
別紙様式第二号（第百十一条関係） （日本工業規格A4）					別紙様式第二号（第百十一条関係） （日本工業規格A4）																												
(1) 役員の変更届（就任・退任） <table><tr><td>役 職</td><td>氏 名</td><td>就任（退任） 年 月 日</td><td>当 初 就 任 年 月 日</td><td>任 期 満 了 年 月 日</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					役 職	氏 名	就任（退任） 年 月 日	当 初 就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考							(1) 役員の変更届（就任・退任） <table><tr><td>職 名</td><td>氏 名</td><td>就任（退任） 年 月 日</td><td>当 初 就 任 年 月 日</td><td>任 期 満 了 年 月 日</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					職 名	氏 名	就任（退任） 年 月 日	当 初 就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考						
役 職	氏 名	就任（退任） 年 月 日	当 初 就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考																												
職 名	氏 名	就任（退任） 年 月 日	当 初 就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考																												
(注意事項) 1 「役職」の欄には、会員金融商品取引所にあつては、理事長、会員理事（所属会員名も併せて記載）、事務理事等を記載し、株式会社金融商品取引所にあつては、代表取締役、取締役（社外取締役である場合は併せて記載）等を記載する。 2 「当初就任年月日」の欄は重任の場合、最初に選出された年月日を記載する。 3 「備考」の欄には、新任、重任又は退任理由（任期満了、転勤又は退職等）を記載する。					(注意事項) 1 職名欄には理事長、会員理事（所属会員名も併せて記入）、事務理事等を記入する。 2 当初就任年月日欄は重任の場合は最初に選出された年月日を記入する。 3 備考欄には、新任、重任又は退任理由（任期満了、転勤又は退職等）を記入する。																												
(2) 会員等の変更届（加入・脱退等） <table><tr><td>加入・脱退の別</td><td>会員等の商号・名称又は氏名</td><td>加 入 脱 退 等 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					加入・脱退の別	会員等の商号・名称又は氏名	加 入 脱 退 等 年 月 日				(2) 会員等の変更届（加入・脱退等） <table><tr><td>会員等の商号、名称又は氏 名</td><td>加 入 脱 退 等 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>					会員等の商号、名称又は氏 名	加 入 脱 退 等 年 月 日																
加入・脱退の別	会員等の商号・名称又は氏名	加 入 脱 退 等 年 月 日																															
会員等の商号、名称又は氏 名	加 入 脱 退 等 年 月 日																																
(注意事項) 1 株式会社金融商品取引所にあつては、「加入・脱退の別」については、「取得・喪失の別」と記載すること。 2 株式会社金融商品取引所にあつては、「加入脱退等年月日」については「資格取得喪失等年月日」と記載すること。 3 株式会社金融商品取引所にあつては、定款又は業務規程において定める取引参加者資格の種類ごとに記載すること。					(3) 会員等の変更届（商号又は名称変更） <table><tr><td>会員等の新商号</td><td>会員等の旧商号</td><td>変 更 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					会員等の新商号	会員等の旧商号	変 更 年 月 日																					
会員等の新商号	会員等の旧商号	変 更 年 月 日																															
(3) 会員等の変更届（商号又は名称変更） <table><tr><td>変更前の商号又は名称</td><td>変更後の商号又は名称</td><td>変 更 年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					変更前の商号又は名称	変更後の商号又は名称	変 更 年 月 日																										
変更前の商号又は名称	変更後の商号又は名称	変 更 年 月 日																															

改正案

別紙様式第五号（第百十二条関係）

売 買 状 況 表

株券（普通株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

月別 区分	月		月		月		月	
	株数	代金	株数	代金	株数	代金	株数	代金
株数及び代金	株	円	株	円	株	円	株	円
合 計								
内 訳	普通取引							
	当日取引							
	発行日取引							
	計							
	単一銘柄取引							
	バスケット取引							
	終値取引							
	自己株式立会 外買付取引							
	計							
	大量売買制度・過誤訂正等による取引							
1 日 平 均								
最 高	立 会 取 引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	立 会 外 取 引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	全 取 引 合 計	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	立 会 取 引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	立 会 外 取 引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
最 低	全 取 引 合 計	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）

現 行

別紙様式第五号（第百十二条関係）

売 買 状 況 表

株券（国内株式・普通株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

月別 区分	月		月		月		月	
	株数	代金	株数	代金	株数	代金	株数	代金
株数及び代金	株	円	株	円	株	円	株	円
売 買 高								
内 訳	普通取引							
	当日取引							
	特約日取引							
	発行日取引							
	計							
	大口取引							
	バスケット取引							
	新売買制度による取引							
	終値取引							
	計							
	大量売買制度・過誤訂正等による取引							
1 日 平 均								
最 高	通常の売買制度による取引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	新売買制度による取引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	全 取 引 合 計	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	通常の売買制度による取引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
	新売買制度による取引	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）
最 低	全 取 引 合 計	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）	（ 月 ）

平均価格（1株につき）				
売 買 日 数				

全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
平均価格（1株につき）						
売 買 日 数						

月別 株数及び代金 区分	月		月		合 計	
	株数	代金	株数	代金	株数	代金
合 計	株	円	株	円	株	円
内 訳	立会取引					
	普通取引					
	当日取引					
	発行日取引					
	計					
	単一銘柄取引					
	バスケット取引					
	終値取引					
	自己株式立会 外買付取引					
	計					
1	大量売買制度・過誤 訂正等による取引					
	日 平 均					
最 高	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
最 低	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)

月別 株数及び代金 区分	月		月		合 計	
	株数	代金	株数	代金	株数	代金
売 買 高	株	円	株	円	株	円
内 訳	普通取引					
	当日取引					
	特約日取引					
	発行日取引					
	計					
	大口取引					
	バスケット取引					
	新売買制度による取引					
	終値取引					
	計					
1	大量売買制度・過誤 訂正等による取引					
	日 平 均					
最 高	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)

平均価格（1株につき）			
売 買 日 数			

(注意事項)

- 「立会取引」の欄には、電子情報処理組織を利用して、同時に多数の売買注文を集中させ、継続的に又は時間を決めて売買を成立させる制度、若しくはこれに類する制度による取引について記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「立会外取引」の欄には、特定の売買注文について、立会取引において成立した直近の価格等を基準とした一定範囲の価格で約定させる制度、若しくはこれに類する制度による取引について記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 「大量売買制度による取引」の欄には、立会外分売その他の金融商品取引所の承認を受けて又は金融商品取引所に届け出て行う大量の売買取引で、立会外取引に該当しないものを含めて記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 本表に定める有価証券が、外国又は外国の者の発行するものである場合、内国分とは別に記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 本表に定める有価証券を上場していない場合は、記載を要しない（以下この様式において同じ。）。

株券（優先株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

区分	月別	月		月		月		月	
		株数	代金	株数	代金	株数	代金	株数	代金
合 計		株	円	株	円	株	円	株	円
内 記	立会取引								
	普通取引								
	当日取引								
	計								
	単一銘柄取引								
内 記	バスケット取引								
	終値取引								
	自己株式立会								
	外買付取引								
	計								
内 記	大量売買制度・過剰訂正等による取引								
	1 日 平 均								

最新	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)
低	全取引合計	(日)	(日)	(日)	(日)	(月日)	(月日)

平均価格（1株につき）

売 買 日 数					
---------	--	--	--	--	--

(注意事項)

- 「通常の売買制度による取引」の欄には、立会場又は電子情報処理組織を利用して、同時に多数の売買注文を集中させ、継続的に又は時間を決めて売買を成立させる制度、若しくはこれに類する制度による取引について記入すること（以下すべての様式において同じ。）。
- 「新売買制度による取引」の欄には、特定の売買注文について、通常の売買制度による取引において成立した直近の価格を基準とした一定範囲の価格で約定させる制度、若しくはこれに類する制度による取引について記入すること（以下すべての様式において同じ。）。
- 「大量売買制度による取引」には、立会外分売その他の取引所の承認を受けて又は取引所に届け出て行う大量の売買取引で、新売買制度による取引に該当しないものを含めること（以下すべての様式において同じ。）。

株券（外国株式）（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

区分	月別	月		月		月		月	
		株数	代金	株数	代金	株数	代金	株数	代金
売 買 高		株	円	株	円	株	円	株	円
内 記	普通取引								
	当日取引								
	特約日取引								
	発行日取引								
	計								
内 記	大口取引								
	バスケット取引								
	新売買制度による取引								
	終値取引								
	計								

最高	立 会 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最低	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
平均価格 (1株につき)									
売 買 日 数									

月別 株数及び代金	月		月		合 計	
区分	株数	代金	株数	代金	株数	代金
合 計	株	円	株	円	株	円
内 立会取引 立会外取引	普通取引					
	当日取引					
	計					
	単一銘柄取引					
	バスケット取引					
	終値取引					
	自己株式立会 外買付取引					
内 大量売買制度・過剰 訂正等による取引	計					
1 日 平 均		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
立 会 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)

大量売買制度・過 誤訂正等による取 引									
1 日 平 均									
最高	通常の売買制度に よる取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	新売買制度による 取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最低	全取引合計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	通常の売買制度に よる取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最低	新売買制度による 取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	全取引合計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
平均価格 (1株につき)									
売 買 日 数									

月別 株数及び代金	月		月		合 計	
区分	株数	代金	株数	代金	株数	代金
内 大量売買制度による 取引	株	円	株	円	株	円
普通取引						
通常の売 買制度に よる取引						
当日取引						
特約日取引						
発行日取引						
計						
大口取引						
バスケット 取引						
新売 買制度に よる取引						
終値取引						

最 高	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
最 低	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
平均価格（1株につき）						
売 買 日 数						

新株予約権証券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）											
区分	月別	月		月		月		月		月	
	証券数及び代金	証券数	代金	証券数	代金	証券数	代金	証券数	代金	証券数	代金
内 訳	合 計	証券	円	証券	円	証券	円	証券	円	証券	円
	普通 取 引										
	立 会 取 引										
	計										
	単一銘柄取引										
	バスケット 取 引										
	終 値 取 引										
内 訳	計										
	大量売買制度・過誤訂正等による取引										
	1 日 平 均										
	最 高	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
内 訳	最 低	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)

最 高	計						
	大量売買制度・過誤訂正等による取引						
最 低	1 日 平 均						
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)
	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)
最 低	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)
	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)
平均価格（1株につき）							
売 買 日 数							

受益証券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）											
区分	月別	月		月		月		月		月	
	口数及び代金	口数	代金	口数	代金	口数	代金	口数	代金	口数	代金
内 訳	売 買 高	口	円	口	円	口	円	口	円	口	円
	普通 取 引										
	立 会 取 引										
	計										
	大口取引										
	バスケット 取 引										
	終 値 取 引										
内 訳	新売買制度による取引										
	通常の新売買制度による取引										

平均価格 (1証券につき)				
売買日数				

月別 証券数及び代金	月		月		合計	
	証券数	代金	証券数	代金	証券数	代金
区分						
合計	証券	円	証券	円	証券	円
内 立金取引 外取引	普通取引					
	当日取引					
	計					
	単一銘柄取引					
	バスケット取引					
	終値取引					
計						
大量売買制度・過誤訂正等による取引						
1日平均						
最高	(日)	(円)	(日)	(円)	(月日)	(月日)
最低	(日)	(円)	(日)	(円)	(月日)	(月日)
平均価格 (1証券につき)						
売買日数						

債券 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)									
月別 券面額及び代金	月		月		月		月		
	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金	
区分									
合 計	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	

計 大量売買制度・過誤訂正等による取引									
	1日平均								
最高 取引	通常の売買制度による取引	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)
	新売買制度による取引	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)
	全取引合計	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)
	通常の売買制度による取引	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)
最低 取引	新売買制度による取引	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)
	全取引合計	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)	(日)	(円)
	平均価格 (1口につき)								
	売買日数								

月別 口数及び代金	月		月		合計	
	口数	代金	口数	代金	口数	代金
区分						
売	口	円	口	円	口	円
買	口	円	口	円	口	円
高						
通常 の売 買 制 度 に よ る 取 引	普通取引					
	当日取引					
	計					
	大口取引					
新 売 買 制 度 に よ る 取 引	バスケット取引					
	終値取引					
	計					
	大量売買制度・過					

内 立金取引 記	普通取引								
	当日取引								
	計								
	大量売買制度・過誤訂正等による取引								
1	日	平	均						
最		高		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
最		低		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
平	均	価	格						
(券面額100円につき)									
売	買	日	数						

内 立金取引 記	普通取引								
	当日取引								
	計								
	大量売買制度・過誤訂正等による取引								
1	日	平	均						
最		高		(日)	(日)	(日)	(月)	(月)	(月)
最		低		(日)	(日)	(日)	(月)	(月)	(月)
平	均	価	格						
(券面額100円につき)									
売	買	日	数						

誤訂正等による取引							
1	日	平	均				
最	高			(日)	(日)	(月)	(月)
最	低			(日)	(日)	(月)	(月)
平	均	価	格				
(1日につき)							
売	買	日	数				

新株予約権証券 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)							
1	日	平	均				
最	高			(日)	(日)	(月)	(月)
最	低			(日)	(日)	(月)	(月)
平	均	価	格				
(1日につき)							
売	買	日	数				

内 立金取引 記	普通取引						
	当日取引						
	計						
	過誤訂正等による取引						
1	日	平	均				
最		高		(日)	(日)	(月)	(月)
最		低		(日)	(日)	(月)	(月)

転換社債型新株予約権付社債券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）												
月別		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
証券額及び代金 区分		証券額	代金	証券額	代金	証券額	代金	証券額	代金	証券額	代金	証券額
合 計		万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円
立会取引												
普通取引												
当日取引												
計												
単一銘柄取引												
バスケット取引												
立会外取引												
終値取引												
計												
大量売買制度・過誤訂正等による取引												
1 日 平 均												
立 会 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
立 会 外 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
全 取 引 合 計		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 高												
立 会 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
立 会 外 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
全 取 引 合 計		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低												
立 会 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
立 会 外 取 引		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
全 取 引 合 計		(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
平 均 価 格 (券面額100円につき)												
売 買 日 数												

平 均 価 格 (1 証 券 に つ き)								
売 買 日 数								

月別					月	月	合 計	
証券数及び代金 区分					証券数	代金	証券数	代金
売 買 高					証券	円	証券	円
普通取引								
通常の売買制度による取引								
当日取引								
特約日取引								
計								
過誤訂正等による取引								
1 日 平 均								
最 高					(月)	(月)	(月)	(月)
最 低					(月)	(月)	(月)	(月)
平 均 価 格 (1 証 券 に つ き)								
売 買 日 数								

債券（平成 年 月 日～平成 年 月 日）									
月別		月	月	月	月	月	月	月	月
証券額及び代金 区分		証券額	代金	証券額	代金	証券額	代金	証券額	代金
売 買 高		万円	円	万円	円	万円	円	万円	円
普通取引									
円建債の特別取引									
通常の売買制度									
国債の大口売買取引									

月別 区分 券面額及び代金	月		月		合 計	
	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金
合 計	万円	円	万円	円	万円	円
内 訳	立会取引					
	普通取引					
	当日取引					
	計					
	単一銘柄取引					
	バスケット取引					
	終値取引					
	計					
	大量売買制度・過誤訂正等による取引					
	1 日 平 均					
最 高	立 会 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	平 均 価 格 (券面額100円につき)					
売 買 日 数						

度に よる 取引 計	当日取引						
	過誤訂正等による取引						
1 日 平 均							
最 高	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
平 均 価 格 (券面額100円につき)							
売 買 日 数							

月別 区分 券面額及び代金	月		月		合 計	
	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金
売 買 高	万円	円	万円	円	万円	円
内 訳	普通取引					
	円建債の 通常の売 買制度に よる取引					
	特別取引 国債の大口 売買取引					
	当日取引					
	計					
	過誤訂正等による取引					
1 日 平 均						
最 高	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
平 均 価 格 (券面額100円につき)						

(※) (平成 年 月 日～平成 年 月 日)												
月別 証券数及びC/D代金	月		月		月		月		月		月	
区分	証券数	代金 円	証券数	代金 円	証券数	代金 円	証券数	代金 円	証券数	代金 円	証券数	代金 円
合計	証券	円	証券	円	証券	円	証券	円	証券	円	証券	円
内 訳	立会取引	普通取引										
		当日取引										
		発行日取引										
		計										
		単一銘柄取引										
	立会外取引	バスケット取引										
		終値取引										
		計										
	大量売買制度・過誤訂正等による取引											
	1 日 平 均											
最 高	立 会 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	平 均 価 格											
売 買 日 数												

新株予約権付社債券 (内国) (平成 年 月 日～平成 年 月 日)												
月別 券面額及びC/D代金	月		月		月		月		月		月	
区分	券面額	代金 円	券面額	代金 円	券面額	代金 円	券面額	代金 円	券面額	代金 円	券面額	代金 円
売 買 高	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円	万円	円
内 訳	通常の売 買制度に よる取引	普通取引										
		当日取引										
		特約日取引										
		計										
		大口取引										
	新売 買制度に よる取引	バスケット取引										
		終値取引										
		計										
	過誤訂正等による取引											
	1 日 平 均											
最 高	通常の売買制度による取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	新売買制度による取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	通常の売買制度による取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	新売買制度による取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	平 均 価 格											
(券面額100円につき)												

月別		月	月	合	計
	証券数及び代金	証券数	代金	証券数	代金
	区分	証券数	代金	証券数	代金
合 計		証券数	代金	証券数	代金
内 訳	立会取引	普通取引			
	立会取引	当日取引			
	立会取引	発行日取引			
	立会取引	計			
	立会取引	単一銘柄取引			
	立会取引	バスケット取引			
	立会取引	終値取引			
	立会取引	計			
	立会取引	大量売買制度・過誤訂正等による取引			
	立会取引	1 日 平 均			
最 高	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
最 低	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	平 均 価 格				
	売 買 日 数				

月別		月	月	合	計
	券面額及び代金	券面額	代金	券面額	代金
	区分	券面額	代金	券面額	代金
売 買 高		券面額	代金	券面額	代金
内 訳	通常の売買制度による取引	普通取引			
	通常の売買制度による取引	当日取引			
	通常の売買制度による取引	特約日取引			
	通常の売買制度による取引	計			
	通常の売買制度による取引	大口取引			
	通常の売買制度による取引	バスケット取引			
	通常の売買制度による取引	終値取引			
	通常の売買制度による取引	計			
	通常の売買制度による取引	過誤訂正等による取引			
	通常の売買制度による取引	1 日 平 均			
最 高	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
最 低	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(月 日)
平 均 価 格					
売 買 日 数					

(注意事項)

1 株券、新株予約権証券、債券、転換社債型新株予約権付社債券以外の有価証券について、上場して

いる有価証券ごとに記載し、※の欄には当該有価証券の名称を記載すること。
2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。

※ 先物 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)									
区分		月別	月	月	月	月	月	月	合 計
合 計		単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
内 訳	立会取引	年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
		年 月限月取引							
	1 日 平 均								
最 高	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	
	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	
最 低	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	

新株予約権付社債券 (外国) (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

月別		月				月			
券面額及び代金		円 建		外貨建		円 建		外貨建	
区分	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金	
売 買 高	万円	円		円	万円	円		円	
内 訳	通常 の売 買制 度に よる 取引								
	普通取引								
	当日取引								
	特約日取引								
	計								
過誤訂正等による 取引									
1 日 平 均									
最 高	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
最 低	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
平 均 価 格									
売 買 日 数									
月別		月				計			
券面額及び代金		円 建		外貨建		円 建		外貨建	
区分	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金	券面額	代金	
売 買 高	万円	円		円	万円	円		円	
通常 の売 買制	普通取引								
	当日取引								

全 取 引 合 計		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月日)
建玉残高 (月末現在)								
売	買	日	数					

1 上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。

2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。

(※) オブション (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

月別		月		月		月		月	
取引高及び代金		取引高	代金 (数量)	取引高	代金 (数量)	取引高	代金 (数量)	取引高	代金 (数量)
区分			円 (枚)		円 (枚)		円 (枚)		円 (枚)
合 計		単位	円 (枚)	単位	円 (枚)	単位	円 (枚)	単位	円 (枚)
内 訳	引 込 取 引	ト オ ナ シ ヨ ン							
		コ ー ル							
		オ ナ シ ヨ ン							
		計							
立 会 外 取 引									
過誤訂正等による 取 引									
1 日 平 均									
最 高	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	最 低								
立 会 取 引		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
立 会 外 取 引		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
全 取 引 合 計		(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
建玉残高 (月末現在)									
売 買 日 数									

[illegible]

外貨建外国債券 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

月別		月		月	
区分	券 面 額 (各国通貨ベース)	代金	券 面 額 (各国通貨ベース)	代金	
					—
売 買 高		円		円	
内 訳	普 通 取 引				
	当 日 取 引				
	特 約 日 取 引				
	過 誤 訂 正				
1 日 平 均					
最 高	(日)	(日)	(日)	(日)	
最 低	(日)	(日)	(日)	(日)	
平 均 価 格					
売 買 日 数					

月別		月		月		合 計	
		取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)	取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)	取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)
取引高及び代金		取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)	取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)	取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)
区分		取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)	取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)	取引高	代金 (数量) 単位 巴 (枚)
合 計		単位	巴 (枚)	単位	巴 (枚)	単位	巴 (枚)
内 訳		立会取引					
		ゾーション					
		コー					
		ル					
		オーション					
立 会 外 取 引							
過誤訂正等による取							
1 日 平 均							
最 高		立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
		立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
		全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
		立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
		立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
最 低		全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
		建玉残高 (月末現在)					
売 買 日 数							
(注意事項)							
1 上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。							
2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。							
(※) (平成 年 月 日～平成 年 月 日)							
区分		月別	月	月	月	月	月
合 計		取引高	金額	取引高	金額	取引高	金額

月別		月				合 計			
		券 面 額 (各国通貨ベース)		代金	券 面 額 (各国通貨ベース)		代金		
区分				巴			巴		
売 買 高									
内 訳		普通取引							
		当日取引							
		特約日取引							
		過誤訂正							
1 日 平 均									
最 高		(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)		
最 低		(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)	(月 日)		
平 均 価 格									
売 買 日 数									
(注意事項) 券面額の記載にあたっては外貨ごとに記載し、※の欄には「米ドル建て」のように外貨の名称を記載する。									
(※) 先物 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)									
区分		月別	月	月	月	月	月		
取 引 高		単位	単位	単位	単位	単位	単位		
内 訳		通常の売買制度による取引							
		年 月 限月取引							
		年 月 限月取引							
		年 月 限月取引							
		年 月 限月取引							

内 訳	立 会 取 引								
	立 会 外 取 引								
	過誤訂正等による取引								
	1 日 平 均								
	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
最 高	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
最 低	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	建玉残高 (月末現在)								
	売 買 日 数								
区分	月別	月		月		合 計			
	合 計	取引高	金額	取引高	金額	取引高	金額		
内 訳	立 会 取 引								
	立 会 外 取 引								
	過誤訂正等による取引								
1 日 平 均									
最 高	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)		
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)		
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)		
最 低	立 会 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)		
	立 会 外 取 引	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)		
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)		

	年 月 限月取引								
	年 月 限月取引								
	年 月 限月取引								
	年 月 限月取引								
	年 月 限月取引								
最 高	新売買制度による取引								
	オプシヨンの権利行使による取引								
	過誤訂正等による取引								
	1 日 平 均								
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
最 低	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月 日)	(月 日)
	建玉残高 (月末現在)								
売 買 日 数									

- (注意事項)
- 1 上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。
 - 2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。

※ オプション (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

区分	月別	月		月		月		月	
	取引高及び代金	取引高	代金 (数量)	取引高	代金 (数量)	取引高	代金 (数量)	取引高	代金 (数量)
売 買 高	単位	単位	円 (枚)	単位	円 (枚)	単位	円 (枚)	単位	円 (枚)
通常の の売 ション									

最 低	立 会 外 取 引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
建玉残高 (月末現在)							
売	買	日	数				

(注意事項)

- 1 先物取引及びオプション取引以外のデリバティブ取引について、上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。
- 2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。
- 3 該当事項がない場合は記載を要しない。

内 訳	買 制 度 に よ る 取 引	コーポレート シヨ ン 計							
	新 売 買 制 度 に よ る 取 引								
過剰訂正等による 取引									
1 日 平 均									
最 高	通常の売買制度に よる取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	新売買制度による 取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	全 取 引 合 計	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
	通常の売買制度に よる取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	新売買制度による 取引	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)	(月)
最 低	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)
	建玉残高 (月末現在)								
売 買 日 数									

内 訳	月別 取引高及び代金 区分	月 取引高 単位	月 代金 (数量) 円 (枚)	月 取引高 単位	月 代金 (数量) 円 (枚)	合 計 取引高 (数量) 単位 (枚)	合 計 代金 (数量) 円 (枚)
	売 買 高						
内 訳	通常の売 買制度に よる取引	ネットオフ シヨ ン コーポ レート シヨ ン					
	新売買制度による 取引	計					
	過剰訂正等による 取引						
	1 日 平 均						

最 高	通常の売買制度に よる取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
	新売買制度による 取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
	通常の売買制度に よる取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
	新売買制度による 取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
最 低	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	
	建玉残高 (月末現在)								
売 買 日 数									
(注意事項) 1 上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。 2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。									
※ (年 月 日) (平成 年 月 日)									
区分	月別	月	月	月	月	月	月	月	合 計
取 引 高	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
通常の売買制度による取引	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
	年 月限月取引								
新売買制度による取引									

	オプションの権利行使による取引								
	過誤訂正等による取引								
	1 日 平 均								
最 高	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月)	(日)
	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月)	(日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月)	(日)
	通常の売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月)	(日)
最 低	新売買制度による取引	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月)	(日)
	全 取 引 合 計	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	(月)	(日)
	建玉残高 (月 末 現 在)								
	売 買 日 数								

(注意事項)

1 先物取引及びオプション取引以外のその他の取引について、上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。

2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。

3 該当事項がない場合は記載を要しない。

(注意事項)

- 1 先物取引及びオプション取引以外のその他の取引について、上場している商品ごとに記載し、※の欄には当該商品名を記載すること。
- 2 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。
- 3 該当事項がない場合は記載を要しない。

現行

別紙様式第十三号 (第百十二条関係)

上場有価証券異動報告

(平成 年 月(中)分)

(平成 年 月分)

区	分	前月末	新規 上場	市場第一 部への指 定	市場第二 部への指 定替え	旧株式 の併合等	上場 廃止	当月末	備考
国内株券	市場第一部	会社数							
		銘柄数							
	市場第二部	会社数							
		銘柄数							
	合 計	会社数							
		銘柄数							
外国株券	会社数								
	銘柄数								
	会社数								
優先株券	銘柄数								
	会社数								
新株予約 権証券	会社数								
	銘柄数								
債券	発行者数								
	銘柄数								
新株予約 権付社債 券	会社数								
	銘柄数								

新規上場有価証券

区

分

銘柄

上場届出年月日

上場年月日

- 1 毎月分及び毎年分について作成する（以下この様式において同じ。）。
- 2 本表中の「前月（年）末」及び「当月（年）末」の欄に当該金融商品取引所にのみ上場されている会社数（銘柄数）を内書きにて記載する。
- 3 本表中件数が減少する項目には負の符号を付す。
- 4 本表中「市場区分の変更」とは、市場第一部から市場第二部又は市場第一部へ上場市場区分が変更されることをいう。なお、市場区分を設けていない場合、本欄の記載は要しない（以下この様式において同じ。）。
- 5 本表中「市場の変更」とは、上場有価証券に係る上場市場が、新興市場等から市場第一部又は市場第二部へ変更されることをいう。なお、市場を複数開設していない場合、本欄の記載は要しない（以下この様式において同じ。）。
- 6 本表中「株券（普通株式）」の欄にあつては、市場第一部及び市場第二部の市場区分を設けていない場合、「市場第一部」を「本則市場」とし、「市場第二部」の欄については記載を要しない（以下この様式において同じ。）。
- 7 本表中「株券（普通株式）」の欄にあつては、市場第一部、市場第二部、新興市場以外に市場を開設している場合、当該その他の市場は、新興市場とともに「新興市場等」の欄に市場毎に記載する。また、新興市場や当該その他の市場において市場区分を設けている場合は、当該市場区分毎に記載し、小計欄を設ける（以下この様式において同じ。）。
- 8 本表中株券以外の有価証券において、複数の上場市場を開設又は上場市場区分を設けている場合は、「株券（普通株式）」の欄に準じて記載する（以下この様式において同じ。）。
- 9 本表中外国又は外国の者の発行する有価証券を上場している場合は、当該有価証券について、内国分と区分して記載する（以下この様式において同じ。）。
- 10 「区分」の欄に記載されている有価証券を上場していない場合は、当該有価証券に係る記載を要しない。
- 11 「区分」の欄に記載されていない有価証券を上場している場合には、末尾の欄に追記し、※の欄には当該有価証券の名称を記載すること（以下この様式において同じ。）。

2 新規上場有価証券

区	分	銘	柄	上場届出年月日	上場年月日
株券 (普通株式)	市場第一部				
	市場第二部 (新興市場等)				
株券（優先株式）					
新株予約権証券					
債					
転換社債型新株予約権付社債					
(※)					

(注意事項)

「区分」の欄に記載されている有価証券に該当する銘柄がない場合は、当該有価証券に係る記載を要しない（以下この様式において同じ。）。

内国株券	(第一部)		
	(第二部)		
外国株券			
新株予約権証券			
債			
新株予約権付社債券			

3 上場廃止有価証券

区	分	銘	柄	上場廃止届出申請年月日	上場廃止年月日
内国株券		(第一部)			
		(第二部)			
外国株券					
新株予約権証券					
債					
新株予約権付社債券					

4 監理（整理）ポスト割当て（解除）株券

区	分	銘	柄	割当て年月日	解除年月日	理由
監理ポスト		(第一部)				
		(第二部)				
整理ポスト		(第一部)				
		(第二部)				

5 市場第一部指定及び市場第二部指定替え株券

区	分	銘	柄	指定（替え）年月日
市場第一部指定				
市場第二部指定				
替え				

(注意事項)

- 1 毎月分及び毎年分について作成する。
- 2 上場有価証券総括表の月末の欄に当該金融商品取引所にのみ上場されている会社数（銘柄数）を内書きにて記載する。
- 3 発行日取引として上場されるものについては、「発」と記載する。
- 4 監理（整理）ポスト割当て株券については割当期間中は継続して記載する。

3 上場廃止有価証券				
区 分	銘柄	上場廃止届出 年 月 日	上 場 廃 止 年 月 日	理 由
株 券 (普通株式)	市場第一部			
	市場第二部			
	新興市場等			
株 券 (優先株式)				
新 株 予 約 権 証 券				
債 券				
転換社債型新株予約権付 社 債				
(※)				

4 監理銘柄指定 (解除) 有価証券				
区 分	銘柄	指 定 年 月 日	解 除 年 月 日	理 由
株 券 (普通 株式)	市 場 第一部			
	市 場 第二部			
	新 興 市場等			
株 券 (優先株式)				
新株予約権証券				
債 券				
転換社債型新株予 約 権 付 社 債 券				
(※)				
監理銘柄 (確認中)				
株 券 (普通 株式)	市 場 第一部			
	市 場 第二部			
	新 興 市場等			
株 券 (優先株式)				
新株予約権証券				
監理銘柄 (審査中)				

債				
転換社債型新株予約権付社債				
(※)				

(注意事項)
監理銘柄指定期間中は継続して記載する。

整理銘柄指定有価証券				
区	分	銘柄	指 定 年 月 日	理 由
整理銘柄	市場第一節			
	株券(普通株式)			
	新興市場等			
	株券(優先株式)			
	新株予約権証券			
	債			
	転換社債型新株予約権付社債			
(※)				

(注意事項)
整理銘柄指定期間中は継続して記載する。

猶予期間中の有価証券						6	
区		分	銘	柄	猶予期間 開始日	猶予期間 解除日	理由
株券 (普通 株式)	市場第一部						
	市場第二部						
	新興市場等						
株券（優先株式）							
新株予約権証券							
債							
転換社債型新株予約権 付社債							

約 権 付 社 債 券					
(※)					

(注意事項)

開示注意銘柄指定期間中は継続して記載する。

9 市場変更等株券

区 分	銘 柄	変更前の市場 又は市場区分	変更後の市場 又は市場区分	変 更 年 月 日	
市場区分の変更					
市場の変更					

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定による改正後の金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第五号は、平成二十五年四月一日以後に終了する期間に係る売買状況表について適用し、同日前に終了する期間に係る売買状況表については、なお従前の例による。

第三条 第四条の規定による改正後の金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第十三号は、平成二十五年一月一日以後に終了する期間に係る上場有価証券異動報告について適用し、同日前に終了する期間に係る上場有価証券異動報告については、なお従前の例による。